災害警戒レベル(避難情報)

判断·伝達基準

池田町

平成 29 年 4 月 改定

平成 30 年 12 月 改定

令和元年5月 改定

令和2年1月 改定

令和2年4月 改定

令和3年5月 改定

目 次

1		は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2		災	害	警	戒	にレ	ベ	ル	(近	驻美	雏竹	青幸	艮)	(}	高歯	令者	等	避	難、	迟	達美	指	示	, ,	緊急	多多	全	確	保)						
	(1)	避	難	情	報	の	実	施	機	関		防	災	気	象	情	報	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	· (避	難	情	報)	の	発	令	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3)	避	難	情	報	及	び	報	告		通	知	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(4)	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	(避	難	情	報)	の	判	断	の	助	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3							災																													
	(1)	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	ے,	求	め	5	れ	る	行	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)	洪	水	警	報	の	危	険	度	分	布		水	害	メ	ツ	シ	ユ	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4		判	断	基	準	ے	な	る	水	位	額	測	所	ح	避	難	対	象	X	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		参	考		水	位	•	気	象	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
5		土	砂	災	害	に	係	る	警	戒	たし	ベ	ル	(避	難	情	報)	の	発	令	基	準												
	(1)	土	砂	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	の	発	令	条	件	لح	対	象	区	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(2)	大	雨	警	報	Έ)	- 砂	少约	災害)	ග :	危	険	度	分	布	لے	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
																																				13
	(4)	土	砂	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	の	対	象	地	X	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
5		災	害	警	戒	レ	ベ	ル	の	伝	達	方	法																							
	(1)	伝	達	手	段	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	(2)	災	害	警	戒	レ	ベ	ル	• (高	數令	者	等	避	難	. :	避	難:	指	示		緊	急	安:	全	確	保)	の	内	容	•	•	15
																																				16
	(4)	住	民	^	の	周	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	(5)	災	害	時	避	難	行	動	要	支	援	者	の	状	況	把	握	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
																																				18
資	料	1																																		
	警	報	•	注	意	報	発	表	基	準	<u> </u>	覧	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
資	料	2																																		
1		水	位	の	観	測	所	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
							所						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•							20
資	料	3																																		
•	土	砂	災	害	警	戒	X	域	内	に	位	置	す	る	要	配	慮	者	利	用	施	設	_	覧	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
•	浸	水	想	定	X	域	内	に	位	置	す	る	要	配	慮	者	関	連	施	設	_	覧	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
資	料	4														-	_			•																
	避	難	情	報	伝	達	チ	I	ッ	ク	IJ	ス	 	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23

1 はじめに

風水害、地震等、災害発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予測され、 地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがありますので、避難に係る的確な避難収 容対策を実施したいと考えています。

池田町では、平成19年に高瀬川の洪水時における浸水状況や避難所、土砂災害の危険箇所等の情報を住民に提供し、災害時における速やかな避難を促し避難の軽減を図るため、高瀬川洪水八ザードマップを作成し全戸へ配布しました。

また、長野地方気象台と長野県が共同で「土砂災害警戒情報」を発表し、土砂災害の危険度が高まった際に、住民等への避難勧告等の発令や応急対策がスムーズに行えるよう、運用が開始されたので、県及び砂防事務所よりデータの提供をうけて平成22年に土石流や急傾斜の崩落などの危険箇所を表す土砂災害警戒区域図を全自治会へ配布しました。

平成26年には人的被害を伴う土砂災害が全国各地において多発し、同年11月に土砂災害防止法が改正された。さらには、平成28年台風10号による水害を踏まえ避難情報の名称が、「避難準備情報」から「避難準備・高齢者等避難開始」に変更され、その後も大規模な水害が続き避難情報が分かりにくいとのことから令和3年には「高齢者等避難」とされました。

平成30年台風7号から梅雨前線により、西日本を中心に平成最大の人的被害をもたらす大災害となり、池田町でも高瀬川左岸(中之郷側)の堤防道路が浸食され危険な状況になりました。この平成30年7月豪雨を教訓とし、避難対策を強化する目的で「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されました。さらには令和元年台風19号により千曲川が決壊し未曾有の被害となりました。こうした背景から、池田町では、国、県のガイドライン等に基づき、災害関係部局や関係機関と警戒レベルの判断・伝達に関する基準を共有するため、「避難勧告等の判断・伝達基準」の見直しを図り、「警戒レベルを用いた避難勧告等の判断・伝達基準」として改定を重ねてきました。今回「避難勧告」が廃止となり「避難指示」で必ず避難となったことから「災害警戒レベル(避難情報)判断・伝達基準」として見直しました。

池田町では、令和元年11月に高瀬川流域の想定最大規模降雨(概ね1,000年に一度)の発表を受け、ハザードマップを更新しました。これを活用して、住民の皆さまに警戒レベルの情報を受けたときのとるべき行動などをお伝えしていくとともに、災害時避難行動要支援者に対する体制整備も進めていきます。

この池田町の「災害警戒レベル(避難情報)判断・伝達基準」は、今後の情報体制整備の進 捗、情報伝達手段の構築や実際の災害時等の事例からの反省などをふまえ、随時柔軟に見直 していくこととします。

2 災害警戒レベル(避難情報)

(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)

(1) 避難情報の実施機関、防災気象情報等

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	防災気象情報			
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善 の行動をとりましょう	緊急安全確保 (池田町が発令)	【警戒レベル相当情報】 (例) ・氾濫危険情報 (警戒レベル4			
<mark>警戒レベル 4</mark> 全員避難	速やかに避難場所へ避難を しましょう。避難場所までの 移動が危険と思われる場合 は、近くの安全な場所への避 難や、自宅内のより安全な場 所に避難をしましょう。	避難指示 (池田町が発令)	相当情報[洪水]) ・土砂災害警戒情報 (警戒レベル4 相当情報[土砂災害]) 住民が自らの判断で避			
警戒レベル3 高齢者等 避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (池田町が発令)	難行動をとる際の判断の 参考とするための情報です。警戒レベル相当情報が 出されたとしても必ずし も同じ時間または区域に 同じレベルの避難指示が 発令されるとは限りません。			
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報 (気象庁が発表)	ん。 また、例えば、土砂災害の警戒レベル4相当情報が発表された後に、洪水の警戒レベル3相当情報が発表されるなど、異なる災害について、異なるレベルの情報が発表される場合があることに留意してください。			
<mark>警戒レベル 1</mark>	災害への心構えを高めましょう。	警報級の可能性 (気象庁が発表)				

(2) 災害警戒レベル(避難情報)の発令基準

	洪水予報河川の設定例
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合
	【 避難指示 】(基本的にはこの段階で全員避難)
	1 指定河川洪水予報により、高瀬川の十日市場水位観測所の水位が氾濫危険
	水位である。2.3mに到達したと発表された場合
	2 指定河川洪水予報の水位予測により、高瀬川の水位観測所の水位が堤防天
	端高を超えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれの
	ある場合
	3 異常な漏水・浸食等が発見された場合
	4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明
警戒レベル4	け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	4については、対象となる地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
	【避難指示】緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に再度発令する
	1 高瀬川の十日市場水位観測所の水位が、氾濫危険水位である2.3mを超え
	た状態で、指定河川洪水予報の水位予測により堤防天端高に到達するおそれ
	が高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
	2 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった
	場合
	3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定す
	る)
	1 指定河川洪水予報により、高瀬川の十日市場水位観測所の水位が避難判断
	水位である2.0mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き
	の水位上昇が見込まれている場合
警戒レベル3	2 指定河川洪水予報の水位予測により、高瀬川の十日市場水位観測所の水位
高齢者等避難	が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾
	濫のおそれのある場合)
	3 軽微な漏水・浸食等が発見された場合
	4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間か
	ら明け方に接近・通過することが予想される場合

(3) 避難情報及び報告、通知等

ア 町長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 警戒レベル3(高齢者等避難)

町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促す情報。 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す(高齢者等避難の段階から指定緊急避難場所が開設され始める)。特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが望ましい。 また、(災害時)お年寄りの方など要配慮者の方に、立ち退き避難をしていただく。

(イ) 警戒レベル4 (避難指示)

町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すると共 に急を要すると認めるときに指示すること。

近隣の安全な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」も 避難指示が促す避難行動としている。また、土砂災害等から立ち退き避難をしそびれた 者に、近隣の堅牢な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」 を促す。具体的に発令する時期は、下記 a ~ I に該当する地域に災害が発生すると予想 され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

- a 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断 される地域
- b 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域)
- c 気象庁から発表されている洪水警報危険度分布または、大雨警報(土砂災害)の危険度 分布の情報において、危険度の高まっている状態が確認された地域
- d 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- e 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- f 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- g 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- h 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域

- i 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- j 避難路の断たれる危険のある地域
- k 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- 1 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(ウ) 警戒レベル5(緊急安全確保)

災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。

(4) 災害警戒レベル(避難情報)の判断の助言

指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求め、重要な判断材料とすることができる。

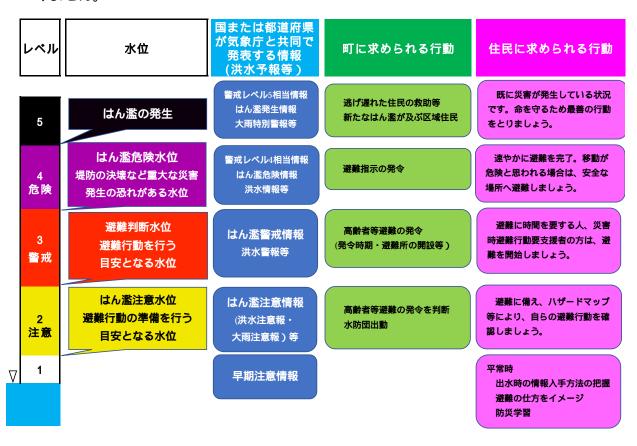
助言を求めることのできる専門機関

災害種別	助言を求めることのできる専門機関	電話・FAX
	一級河川指定区間外の区間	電話 22-4511
水害	国土交通省北陸地方整備局大町ダム管理所	FAX 22-4512
小舌	一級河川指定区間・二級河川	電話 22-5111
	長野県大町建設事務所	FAX 23-6522
	国土交通省松本砂防事務所高瀬川出張所	電話 22-0650
上 上砂災害	国工义远自144个时间争切;//同族//14136///	FAX 22-7974
工以火苦	 長野県大町建設事務所	電話 22-5111
	以到不八門姓以子切川	FAX 23-6522
気象、高潮、地震	長野地方気象台	026-232-2738

3 洪水に係る災害警戒レベル(避難情報)の発令基準

(1) 災害警戒レベルと求められる行動

発令にあたっては、災害警戒レベル(避難情報)の発令基準をもとに、直近の気象情報などから、総合的に判断し発令するものとします。なお、準用河川、用水路については、その流域の範囲が狭いことなどから、予測が困難であるため、基準の対象河川には含みません。



はん濫の発生	決壊や越水・溢水が発生した場合
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位
避難判断水位	避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位
はん濫注意水位	高齢者等避難の判断の目安、水防団の出動の目安となる水位
水防団待機水位	水防団の待機の判断目安、水位が1メートルとなったとき

(2)洪水警報の危険度分布 水害メッシュ情報(気象庁防災情報)

洪水警報を補足する情報であり、洪水災害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

3 時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5 段階に判定し、色分け表示している。

リンク先は、気象庁防災情報洪水警報の危険度分布

https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/

4 判断基準となる水位観測所と避難対象区域

水位設定のある高瀬川の池田町十日市場観測所の水位による浸水想定の避難対象区域、および水位観測所がない河川の避難対象区域。

高瀬川避難発令基準

同,概川)世邦光 丁至		対象地区	水位観測所水位	警戒
発令の区分	条 件 	(世帯数)	(池田町十日市場)	レベル
<mark>避難の準備</mark> (はん濫注意水位)	・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。 ・避難判断水位に到達し120分後にはん濫危険水位に到達すると予測されるとき。 ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。	豊吾二目五滝内渋十高湖山、町町町町、下、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1.50m	警戒レベル2
<mark>高齢者等避難</mark> (避難判断水位)	・河川管理施設の異常(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。・避難判断水位に到達し70分後にはん濫危険水位に到達と予測されるとき。・高瀬川はん濫警戒情報を受信したとき。	同上	2.0m	警戒レベル3
<mark>避難指示</mark> (はん濫危険水位)	・堤防の決壊、堤防から 水があふれる状況を確認 したとき。 ・河川管理施設の異常が 増大(堤防の亀裂拡大、 漏水が増大等)するのを 確認したとき。 ・避難判断水位に到達し 55分後にはん濫危険水位 に到達しているとき。 ・高瀬川はん濫危険情報 を受信したとき。	同上	2.3m	警戒レベル4
緊急安全確保	・実際に災害を把握した場合			警戒レ ベル 5

^{*} 池田町十日市場観測所水位(警報レベル)を基準とする。

参考 水位・気象情報

発令の判断に当たっては、気象庁発表の水害メッシュ情報を参考に長野県河川水位情報(長野県建設部河川課発表)の、高瀬上橋(大町市)又は十日市場(池田町)の水位情報、及び長野県砂防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報等から判断する。

気象庁

https://www.jma.go.jp/jma/index.html



長野地方気象台 HP

http://www.jma-net.go.jp/nagano/



長野県 河川砂防情報ステーション

http://www.sabo-nagano.jp/





poteka

http://www.potekanet.com/

池田町 4 箇所の雨量計





川の水位情報

https://k.river.go.jp

(危機管理型水位計)





内川避難発令基準

発令の区分	条件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	警戒 レベル
高齢者等避難	・雨量の予測が過去の災害雨量に到達すると予測されるとき。(災害雨量到達予想時間より100分以上前の適時とする。) ・近隣河川でのはん濫被害等の情報を入手したとき。	豊町妻丁四月五滝内洪場、町町田丁四月、大町田丁、大田町町、大田町の、大田市の、大田市の、大田市の、大田市の、大田市の、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	水位観測所なし	警戒レベル3
避難指示	・河川管理施設の異常(堤防等の漏水や変状等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき。・河川断面の1/2以上の水位で堤防の一部流出や護岸流出を確認したとき(現地情報)。	同上	同上	*
(再度発令) 避難指示	・堤防の決壊、堤防から水があふれる状況を確認したとき。 ・河川管理施設の異常が増大(堤防の亀裂拡大、漏水が増大等)を確認したとき。 ・計画高水位(堤防高さ・60cm)に到達し、さらに水位が上昇しているとき(現地情報)。	同上	同上	警戒レベル4
緊急安全確保	・実際に災害を把握した場合			警戒レベル 5

*内川に係る水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報を参考に判断する。





その他の河川避難発令基準

発令の区分	条 件	対象地区 (世帯数)	水位観測所水位	警戒 レベル
高齢者等避難	・気象予警報が発表され、 事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 ・災害の発生を覚知し、諸 般の状況から災害の拡大 が予想され、事前に避難準 備をすることが適当であ るとき。	町内全域	設定なし	警戒レベル3
避難指示	・避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 ・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	同上	同上	2000年 1000年
(再度発令) 避難指示	・著しく危険が切迫し、緊 急に避難を要すると認め られるとき、重ねて避難を 促す場合等に発令	同上	同上	4
緊急安全確保	・実際に災害を把握した場合			警戒レベル 5

^{*} その他の河川(用排水路等)の水位観測所はないため、発令の判断に当たっては、長野県砂 防情報ステーション(長野県建設部砂防課発表)の雨量情報を参考に判断する。

参考 1

【内水氾濫地域に対する避難指示】

洪水予報河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水氾濫地域では、沢水や雨水の処理能力を超える降雨があったりすることで、浸水が発生する場合がほとんどである。このため、内水氾濫地域で浸水深が深く、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、高齢者等避難の発令段階で避難行動をとることとするなどの設定をする。参考2

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の警戒レベル3(高齢者等避難)の判断基準の設定】次のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令することが考えられる。

- :大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- :判断する時点(夕刻)で、高瀬川大橋地点上流の流域平均累加雨量が80mm以上で、気象情報、降水短時間予報で、さらに20mm以上の降雨が予想される場合
- : 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

5 土砂災害に係る警戒レベル(避難情報)の発令基準

(1) 土砂災害警戒レベルの発令条件と対象区域

(1) エジ 発令の区分	・火苦言戒レベルの光 Ta	対象となる箇所又は地区
70 13~76=73	W 11	土砂災害特別警戒区域
(高齢者等避難)	・大雨警報が発表され、 近隣でわき水、地下水 が濁り始め、または量 が変化する等の前兆現 象が確認されたとき。 ・土砂災害警戒情報が 発表され、90分以内に 土砂災害発生危険基準 線を超えることが予想 されるとき。	(堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、滝沢、滝の台、渋田見、鵜山、南台、中之郷、陸郷、広津法道) 【土石流】=押出沢、北花岡沢、南沢、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、水頭沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、小沢、黒沢、雑ヶ沢、南雑ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鵜山沢、南鵜山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、第沢、南イラ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日野沢、足沼清水沢、平出沢 【急傾斜地】=堀之内、中島、千本木台、半在家、相道
警戒	・近隣の渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、 擁壁、道路等にクラックが発生等の前兆現象が確認されたとき。 ・降雨状況が60分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想されるとき。	寺、花見、七五三掛、竹原、滝中、滝南、滝の台、坂下、新屋敷、渋中、渋南、鵜山、中之郷、田の入、天地、八代、清水、天崎、小実平、有明、日向、宮の平、会染法道、広津法道、平出、坂森、楡室、正の田、南足沼、前田、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、六地蔵、荻、北栂の尾、南栂の尾、神出、寺間、中の貝、日野 土砂災害警戒区域 (堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、滝沢、滝の台、渋田見、鵜山、南台、中之郷、陸郷、広津法道、田の入) 【土石流】=押出沢、北花岡沢、花岡沢、南沢、蟹沢1、蟹沢2、くぼ沢、南岡沢、郷石原沢、桐原沢、熊の川、水頭沢、権現沢、金草沢、南金草沢、秋葉沢、塩沢、北湯沢、湯沢、湯沢、南湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、北海沢、湯沢、湯沢、南湯沢、北柳沢、柳沢、堀の沢、滝の沢、東江、北京、北京、北京、東京、大田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、
避難指示	・近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認されたとき。・降雨状況が30分以内に土砂災害発生危険基準線を超え、更に増加することが予想されるとき。・土砂災害が発生したとき。	小沢、黒沢、雑ヶ沢、南雑ヶ沢1、前ヶ沢、北彦沢、彦沢、城ヶ沢、鵜山沢、南雑山沢、水戸沢、清水沢、南清水沢、第沢、イラ沢、南イラ沢、南ヶ沢、日影沢、八代沢、神明沢、日向沢、日野沢、足沼清水沢、平出沢、広津法道沢 【急傾斜地】=堀之内、中島、千本木台、半在家、相道寺、花見、七五三掛、竹原、滝中、滝南、滝の台、坂下、新屋敷、渋中、渋南、鵜山、中之郷、田の入、天地、八代、清水、天崎、小実平、有明、天地、日向、宮の平、会染法道、広津法道、平出、実業、坂森、楡室、正の田、南足沼、前田、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、六地蔵、荻、北栂の尾、南栂の尾、神出、桃の木、寺間、中の貝、日野 【地すべり】=中島南、中島、相道寺、清水、天崎、ふすま、豊盛、小実平、宮の平、法道、平出、坂森、楡室、南足沼、北足沼、菅の田、堀越、栗本、日影、平畑、荻、栂の尾、足崎、中の貝、日野
警戒レベル5	・災害発生を把握したとき	
		お、大声敬むにはいて、巨蚊県 6 巨蚊地大気をひがせる

* 土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害の恐れがあるときに発表されるものである。

(2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布とは

大雨警報(土砂災害)の危険度分布は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等が発表されたときに、大雨警報(土砂災害)の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いています。土砂災害発生の危険度が高まっている領域にお住まいの方は、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早目の避難を心掛けてください。

リンク先は、気象庁 防災情報 大雨洪水の危険度分布 土砂災害/浸水害/洪水 https://www.jma.go.jp/jma/

危険度の色と避難	*************************************			
色が持つ意味	住民等の行動の例 1	発令の目安とさ れる避難情報	相当する 警戒レベル	
極めて危険	命に危険の及ぶ土砂災害が すでに発 <mark>生</mark> していてもおかしくない極めて危険な 状況	避難指示	4 知平	
非常に危険	<mark>速やか</mark> に土砂災害警戒区域等の外の少し でも安全な場所へ <mark>避難する。</mark>		相当	
警戒	避難の準備が整い次第 、土砂災害警戒 区域等の外の少しでも安全な場所へ <mark>避難</mark> する。高齢者等は速やかに避難する。	高齢者等避難	3 相当	
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認 する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に 注意する。	_	2 相当	
今後の 情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に 留意する。	_	_	

参考: 気象庁防災情報

(3) 土砂災害に関する前兆現象

ア 土石流

段階	注意段階	警戒段階	直前段階
時間の目安	発生2~3時間前	発生1~2時間前	発生直前
前兆現象	・流水の異常な濁り	・渓流内での転石の音・流木の発生	・土臭いにおい・地鳴り・流水の急激な濁り・渓流水位の激減※

^{*「}渓流水位の激減」は、降雨が継続しているにもかかわらず渓流水位が激減した場合、渓流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性がきわめて高い。

イ 急傾斜地の崩壊

段階	注意段階	警戒段階	直前段階
時間の目安	発生2~3時間前	発生1~2時間前	発生直前
前兆現象	・湧水量の増加 ・表面流の発生	・小石がぱらぱら落下 ・新たな湧水の発生 ・湧水の濁り	・湧水の停止・湧水の吹出し・亀裂の発生・斜面のはらみだし・小石がぼろぼろ落下・地鳴り

ウ 地すべり

段階	注意段階	警戒段階	直前段階
目 安	切迫性がやや小	切迫性がやや大	切迫性が極めて大
前兆現象	・井戸水の濁り ・湧水の枯渇 ・湧水量の増加	・池や沼の水かさの急変 ・亀裂・段差の発生、拡大 ・落石、小崩落 ・斜面のはらみだし ・構造物のはらみだし、クラック の発生 ・根の切れる音、樹木の傾き	・地鳴り ・山鳴り ・地面の振動

^{*} 地すべりでは上記の現象がかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケジュールがかなり長い場合がある。

(4)警戒レベルの対象地区(区域に人家等がある地区名と戸数)

土砂災害警戒区域 土石流

地区名	警戒区域			特別警戒区域			西 和虎老佐≒0.夕	
地区名	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	要配慮者施設名	
堀之内	4	20	1	3	0	0	ショートステイ花りん	
中島	3	52	0	2	0	0		
千本木台	1	45	0	1	0	0		
半在家	2	34	0	2	0	0		
相道寺	3	20	0	1	0	0		
花見	1	30	2	1	0	0	特別養護老人ホームライフ、花しょうぶ	
滝沢	9	127	1	7	0	0	よりどころ和み(デイサービス)	
滝の台	1	50	0	1	0	0		
渋田見	7	130	0	7	0	0		
鵜山	7	80	3	7	0	0	社会福祉法人信濃の郷白樺の家	
南台	2	86	0	1	0	0		
中之郷	1	6	0	0	0	0		
田の入	0	0	0	0	0	0		
陸郷	4	5	0	3	0	0		
法道	2	0	0	2	1	0		
広津	4	3	0	3	0	0		
合 計	51	688	7	41	1	0		

土砂災害警戒区域 急傾斜地

工厂人口言风区场 心惊所地								
#PC 42	警戒区域			特別警戒区域			西哥克老拉凯克	
地区名	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	要配慮者施設名	
堀之内	4	4	0	4	1	1	ショートステイ花りん	
中島	5	9	0	5	3	0		
千本木台	1	11	0	1	3	0		
半在家	3	6	0	3	0	0		
相道寺	3	2	0	3	3	0		
花見	2	0	2	2	0	0	特別養護老人ホームライフ、花しょうぶ	
滝沢	18	9	0	14	9	0		
滝の台	2	7	0	1	4	0		
渋田見	12	6	0	12	8	0		
鵜山	6	14	1	6	3	0	社会福祉法人信濃の郷白樺の家	
南台	2	0	0	1	0	0		
中之郷	2	0	0	2	0	0		
田の入	3	4	0	2	1	0		
陸郷	32	28	0	15	10	0		
法道	9	4	0	6	6	0		
広津	72	38	0	48	39	0		
合 計	176	142	3	125	90	1		

土砂災害警戒区域 地すべり

+W 157 47	警戒区域			特別警戒区域			ᄑᄢᇦᄽᄽᄞᄼ	
地区名	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	要配慮者施設名	
中島南	2	5	0	0	0	0		
中島	4	19	0	0	0	0		
相道寺	3	14	0	0	0	0		
陸郷	24	29	0	0	0	0		
法道	1	4	0	0	0	0		
広津	30	64	0	0	0	0		
合 計	64	135	0	0	0	0		

5 警戒レベルの伝達方法

- (1) 伝達手段
 - ア 同報系防災行政無線
 - イ 池田町メール配信サービス
 - ウ 緊急速報メール(各社通信サービス)
 - エ Lアラート(災害情報共有システム)
 - オ あづみ野エフエムによる緊急放送
 - カ あづみ野テレビによる緊急放送
 - キ 広報車による広報(池田町、池田町消防団)
 - ク 池田町ホームページ
 - ケ yahoo防災速報
 - コ 池田町公式ツイッター
 - ケ 自主防災組織、近隣住民の声掛け
- (2) 災害警戒レベル(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の内容 警戒レベル3~5の伝達を行うに際して、次の事項を明確にする。
 - ア 発令者・・・・ (こちらは池田町災害対策本部です。)
 - イ 発令理由・・・(高瀬川の水位が上昇し○時間後にははん濫する危険がある。)
 - ウ 発令日時・・・(本日、○○時○○分に)
 - エ 対象地域・・・(地区に対し)
 - オ 警戒レベル3~5の種類・・(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれか)
 - カ 避難場所・・・(へ)
 - キ 避難の時期・時間・・・(ただちに避難してください。等) 警戒レベル4又は5の広報時は水防法による警鐘・サイレン信号とすること。
 - ク 住民のとるべき行動や注意事項・・・(近所に声をかけながら避難してください。)
 - ケ 避難の経路又は通行できない経路・・・(避難路の状況を伝える。)
 - 「国道は から の間が通行止めです。」
 - 「から××間の町道は浸水で通れません。」
 - 「「橋は危険です。」
 - 「19時現在 は通行可能です。」等
 - コ 危険の度合い(河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などについて わかりやすい説明を含める。)
 - 「 川堤防から大量の漏水があること」
 - 「1時間後に道路が浸水する恐れがあること」
 - 「堤防が決壊した場合ははん濫した水の破壊力があること」
 - 「浸水深さが床上まで及ぶ危険があること」等

(3) 伝達文例

ア 洪水に関する警戒レベルの情報

警戒レベル3【高齢者等避難】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、 警戒レベル3、高齢者等避難。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- ・高瀬川の水位が避難判断水位を超えました。
- ・高瀬川の水位が上昇し、今後はん濫するおそれがあります。
- · 時間後には道路冠水のおそれがあります。
- ・ 地域の河川では、はん濫被害(浸水被害)が発生しています。

このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル3 (高齢者等避難)を 発令しました。高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、直ちに〇〇〇 (避難所名) へ避難をしてください。

その他の方は、高齢者の方などを支援していただくとともに、避難の準備を始めてください。また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

警戒レベル4【避難指示】(この段階で全員避難) <mark>水防法による警鐘・サイレン信号とする</mark>

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、 避難開始、こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- ・高瀬川の水位が氾濫危険水位を超えました。
- ・高瀬川の水位が上昇し、今後浸水が始まるおそれがあります。
- ・高瀬川の堤防が危険な状態です。 など

このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル4 (避難指示)を発令しました。直ちに (避難所名)へ避難をしてください。

また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

重ねて避難を促す場合等に発令

警戒レベル4【避難指示】水防法による警鐘・サイレン信号とする

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。緊急放送、緊急放送、 警戒レベル4、ただちに避難、こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- 川の水位が氾濫危険水位を超えています。
- 川の堤防が決壊しそうな状態です。など

このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル4避難指示を発令しました。いまだ避難できていない人は、緊急に避難をして下さい。避難場所への避難が 危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難して下さい。 とにかく避難して下さい。

警戒レベル5【緊急安全確保】水防法による警鐘・サイレン信号とする

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守るため最善の行動をとって下さい。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守るため最善の行動をとって下さい。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

・高瀬川の堤防から水があふれ出しました。現在、浸水により 道は通行できない状況です。 地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、 屋内の安全な場所にとにかく避難して下さい。

イ 土砂災害に関する警戒レベルの情報

警戒レベル3【高齢者等避難】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、 警戒レベル3、高齢者等避難。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- ・これまでの雨により、土砂災害の発生が予想されます。
- ・ (場所)で、水の異常な濁り(前兆現象の事例)があり、土石流(土砂災害の種類)のおそれがあります。
- ・土砂災害の発生するおそれがあります。など

このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル3(高齢者等避難)を 発令しました。高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、直ちに〇〇〇(避難所名) へ避難をしてください。

その他の方は、高齢者の方などを支援していただくとともに、避難の準備を始めてください。また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

警戒レベル4【避難指示】(この段階で全員避難)水防法による警鐘・サイレン信号に準ずる

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- ・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。
- ・ (場所)で、亀裂(前兆現象の事例)が発生し、地すべりの危険があります。
- ・土砂災害の発生する危険が更に高まっています。など このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル4(避難指示)を発令 しました。直ちに (避難所名)へ避難をしてください。 また、できるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

重ねて避難を促す場合等に発令

警戒レベル4【避難指示】水防法による警鐘・サイレン信号に準ずる

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、ただちに避難。緊急放送、緊急放送、 警戒レベル4、ただちに避難。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

- ・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状況です。
- ・ (場所)で、地鳴り(前兆現象の事例)が発生しており、すぐにも崩落が発生する 大変危険な状況です。
- ・近隣で土砂災害の発生しており、大変危険な状況です。など このため、 時 分に 地区 自治会に対して警戒レベル4(避難指示)を 発令しました。いまだ避難できていない人は、緊急に避難をして下さい。避難場所 への避難が危険な場合は、近くの安全な建物か屋内の安全な場所へ至急避難して下 さい。

警戒レベル5【緊急安全確保】水防法による警鐘・サイレン信号に準ずる

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守るため最善の行動をとって下さい。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守るため最善の行動をとって下さい。こちらは、池田町(災害対策本部)です。

・ (場所)で土砂災害が発生しました。現在土砂により 道路が通行できない 状況です。大至急近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の山から離れた高い所 に避難して下さい。

水防法による警鐘は乱打、サイレン信号は、1分〇 5秒休止 1分〇

(4) 住民への周知

ア 警戒レベル(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を行った場合は、速やかにその 内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、災害時避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- イ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるため、 警鐘、サイレン等により周知する。(警戒レベル4又は5の広報時は水防法による警鐘・ サイレン信号とすること。)
- ウ 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより 効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(5)災害時避難行動要支援者の状況把握

町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。洪水・土砂災害のおそれのある個所に立地する別表の要配慮者施設には、適宜状況に応じ連絡を行うものとする。

(6)町有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、 在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時避難行動要支援者に十分配慮す る。

- ア 施設の管理者は、災害時において施設利用者に危険があると予測される場合又は施設利用 者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- イ 警戒レベル(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)は、速やかに内容を屋内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

警報·注意報発表基準一覧表

(平成30年12月18日現在)

	発表官署	長野地方気象台			
	府県予報区	長野県			
	一次細分区域	北部			
市町	村等をまとめた地域	大北地域			
	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
警報	暴風(平均風速)	17m/s			
	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm			
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	13m/s			
	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 15cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 20cm			
	雷	落雷等により被害が想される場合			
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が 10 以上			
	MX =	2.積雪地域の日平均気温が 6 以上で日降水量が 20mm 以上			
	濃霧(視程)	100m			
注意報	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%			
報		1.表層なだれ:積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風			
	なだれ	速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上			
	\&\\C1\\	2.全層なだれ:積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5°C			
		以上高い、または日降水量が 15mm 以上			
		夏期:平均気温が平年より4°C以上低く、かつ最低気温 15°C以			
	低温	下が2日以上続く場合			
		冬期:最低気温-14°C以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2°C 以下			
	着氷	著しい着氷が予想される場合			
	着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録	録的短時間大雨情報	100mm			
	(1 時間雨量)	Tooniii			

資料 2

1 水位の観測所

町域の水位観測所は、県が管理する観測所が2箇所あるほか、国が管理する観測所が2 箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が2箇所ある。

国所 他の重が係出生品の日生 ア の						
所 属	観測所名	河川	所 在 地	はん濫 注意水 位(m)	備考	
長 野 県 大町建設事務所	十日市場	高瀬川	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター	
長 野 県 長野建設事務所	弘 崎	犀川	長野市信州新町弘崎	5.0	自記テレメーター	
国 土 交 通 省 大町ダム管理所	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	-	自記テレメーター	
国 土 交 通 省 千曲川河川事務所	陸郷	犀川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター	
東京電力㈱	弘 崎	犀川	長野市信州新町弘崎	-	自記	
"	平 ダ ム	"	生坂村大字東広津	-	自記テレメーター	

2 雨量の観測所

町域の雨量観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が2箇所、国が管理する観測所が2箇所、町が管理する観測所が4箇所ある。

所 属	観測所名	河川	所在地	備考
長 野 県 大町建設事務所	大 町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
"	沓 掛	"	大町市常盤東原 3798-48	<i>II</i>
"	広 津	犀川	池田町大字広津 23201-1	"
気 象 台	大 町	農具川	大町大原町 5926-5 (大原配水池)	有線ロボット雨量計
"	穂 高	穂高川	安曇野市穂高	"
国 土 交 通 省 松本砂防事務所	高 瀬	高瀬川	大町市大町 5032(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国 土 交 通 省 大町ダム管理所	大町ダム	"	大町市平ナロヲ大クボ 2112-71	"
池 田 町	池 田	"	池田町大字池田 3203-6(池田町役場)	テレメーター
"	中 島	"	池田町大字会染 480	"
"	滝 沢	"	池田町大字会染 3526	"
"	陸郷	八代沢川	池田町大字陸郷 7446-2	"

テレメーターの観測データは、インターネット回線で常時確認することが可能。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧表

R 3 . 4 .1 現在

No.	地区名	施設名	住所	施設管理者	
1	堀之内	ショートステイ 花りん	池田 1620-1	有限会社マルフジ	
	# 0	特別養護老人ホ・ム ライフ	人 沈 4400 4	청소년하다 L 호호	
2	花見	デイサービスセンター花しょうぶ	会染 1498-1	社会福祉法人幸充	
3	滝沢	よりどころ なごみ	会染 3525-1	合同会社和み	
4	鵜山	白樺の家	中鵜 3080	社会福祉法人信濃の郷	
5	鵜山	白樺の家地域交流ホーム時計台ホール	中鵜 3073	社会福祉法人信濃の郷	
6	鵜山	白樺の家 グループホーム鵜山	中鵜 3065-1	社会福祉法人信濃の郷	

上記の要配慮者利用施設6か所7施設

浸水想定区域内に位置する要配慮者関連施設一覧表

R3.4.1現在

社会福祉施設

114	田山山地区			
No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	1 丁目	いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家	池田 2644-1	~0.5
2	林中	いけだ南部ディサービスセンターさくらの家・訪問介護事業所	会染 5599-1	~0.5
3	和合	白樺の家 グループホーム和合	会染 5707-15	0.5~3.0
4	内鎌	白樺の家 ワークセンターしらかば	会染 6750-1	~0.5
5	内鎌	白樺の家 グループホームかえでの家	会染 6750-4	~0.5
6	十日市場	ニチイケアセンターあづみ野	会染 12107-2	0.5~3.0
7	中之郷	リハビリデイサービス マルヤマ	中鵜 357	0.5~3.0
8	林中	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同作業所	会染 5252-2	~0.5
9	林中	池田町会染児童センター	会染 2862-1	~0.5
10	渋田見	就労継続支援B型事業所 いろは	会染 9002-2 外	0.5~3.0
11	5 丁目	特別養護老人ホーム高瀬荘	池田 1942-1	~0.5
12	2 丁目	いけだデイサービスセンター小島館	池田 2128-3	~0.5
13	2 丁目	合同会社暁「憩いの家 嬉々」	池田 4116-2	~0.5
14	2 丁目	池田町池田児童センター	池田 3327-1	0.5~3.0
15	4 丁目	北アルプス医療センターあづみ病院院内保育所	池田 2979-14	0.5~3.0
16	吾妻町	NPO法人あっとは一ぶハーブの風共同ホーム	池田 2170-28	~0.5
17	4丁目	池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」	池田 2005-1	~0.5
18	4丁目	いけだデーサービスセンター高姫	池田 2005-1	~0.5

上記の社会福祉施設 18 施設

学校

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	林中	池田町立会染小学校	会染 5663-1	~0.5
2	内鎌	長野県安曇養護学校	会染 6113-2	0.5~3.0
3	渋田見	池田町認定こども園会染保育園	会染 9014-8	0.5~3.0
4	1丁目	池田町認定こども園池田保育園	池田 2420-1	~0.5
5	1丁目	長野県池田工業高校	池田 2524	~0.5
6	2 丁目	池田町立高瀬中学校	池田 3210-1	0.5~3.0
7	2 丁目	池田町立池田小学校	池田 3177-1	0.5~3.0

上記の学校等7施設

R3.4.1現在

医療施設

No.	地区名	施設名	住所	浸水深(m)
1	3丁目	北アルプス医療センターあづみ病院	池田 3207-1	0.5~3.0

上記の医療施設 1 施設

避難情報伝達チェックリスト

住民等への伝達

同報系防災行政無線 池田町メール配信サービス あづみ野テレビによる緊急放送

広報車(池田町・池田町消防団) □ 池田町ホームページ

yahoo防災速報

区長(自主防災会長)

□ Lアラート(災害情報共有システム) あづみ野エフエムによる緊急放送 緊急速報メール

池田町公式ツイッター

要配慮者・福祉関係機関への伝達

災害時避難行動要支援者への伝達

池田町社会福祉協議会・・・・電話 0261 - 62 - 9544 FAX 0261 - 62 - 2680

防災関係機関への伝達

消防団(正副団長・分団長)

北アルプス広域消防本部・・・電話 0261-22-0119 FAX 0261-23-4303

南部消防署・・・電話 0261 - 62 - 0119 FAX 0261 - 62 - 9100

大町警察署・・・・・・・・電話 0261 - 22 - 0110 FAX 0261 - 23 - 6110

池田町交番・・・電話 0261 - 62 - 4110 FAX 0261 - 62 - 4110

長野県危機管理部・・・・・電話 026-235-7184 FAX 026-233-4332

県北アルプス地域振興局・・・電話 0261-23-6502 FAX 0261-23-6504

大町建設事務所・・・・・・電話 0261 - 22 - 5111 FAX 0261 - 23 - 6532

国土交通省大町ダム管理所・・電話 0261-22-4511 FAX 0261-22-4512

メモ

災害警戒レベル(避難情報) 判断・伝達基準 池田町総務課危機管理対策室